

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 1月30日
【会社名】	株式会社ファーストロジック
【英訳名】	FIRSTLOGIC, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂口 直大
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目18番16号
【電話番号】	(03) 6833-4576
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部 部長 杉村 大輔
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町一丁目18番16号
【電話番号】	(03) 6833-4576
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部 部長 杉村 大輔
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 816,000,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 117,950,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 169,342,500円
	(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年1月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集600,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し170,500株（引受人の買取引受による売出し70,000株・オーバーアロットメントによる売出し100,500株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、平成27年1月29日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項並びに「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 及び (7) ストックオプション制度の内容」、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

第二部 企業情報

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (2) 新株予約権等の状況
 - (7) ストックオプション制度の内容

第四部 株式公開情報

第2 第三者割当等の概況

- 1 第三者割当等による株式等の発行の内容

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数（株）	内容
普通株式	600,000（注）3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

（注）1．平成27年1月15日開催の取締役会決議によっております。

2．当社は、平成27年1月15日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3．発行数は、平成27年1月15日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集（以下、「本募集」という。）は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、平成27年1月29日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4．本募集並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

5．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご覧ください。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	600,000(注)3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 平成27年1月15日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社は、平成27年1月15日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 発行数は、平成27年1月15日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

4. 本募集並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

2【募集の方法】

（訂正前）

平成27年2月9日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成27年1月29日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	600,000	902,700,000	-
計（総発行株式）	600,000	902,700,000	-

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4．本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,770円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,062,000,000円となります。

（訂正後）

平成27年2月9日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成27年1月29日開催の取締役会において決定された払込金額（1,360円）と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	600,000	816,000,000	-
計（総発行株式）	600,000	816,000,000	-

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。

4．本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

5．仮条件（1,600円～1,770円）の平均価格（1,685円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,011,000,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	未定 (注)2	- (注)3	100	自 平成27年2月10日(火) 至 平成27年2月16日(月)	未定 (注)4	平成27年2月17日(火)

(注)1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成27年1月29日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年2月9日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 平成27年1月29日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成27年2月9日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年2月18日(水)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込みに先立ち、平成27年2月2日から平成27年2月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が発行価額を下回る場合は本募集による自己株式の処分を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	1,360	- (注) 3	100	自 平成27年 2月10日(火) 至 平成27年 2月16日(月)	未定 (注) 4	平成27年 2月17日(火)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は1,600円以上1,770円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

なお、当該仮条件は変更されることがあります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年 2月 9日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額(1,360円)及び平成27年 2月 9日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年 2月18日(水)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成27年 2月 2日から平成27年 2月 6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が発行価額(1,360円)を下回る場合は本募集による自己株式の処分を中止いたします。

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成27年2月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
計	-	600,000	-

(注) 1. 引受株式数は、平成27年1月29日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年2月9日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本募集による自己株式の処分を中止いたします。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	499,500	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成27年2月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	20,100	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	13,400	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	13,400	
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	13,400	
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6	13,400	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	13,400	
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号	6,700	
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1	6,700	
計	-	600,000	-

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年2月9日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本募集による自己株式の処分を中止いたします。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,062,000,000	6,000,000	1,056,000,000

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,770円)を基礎として算出した見込額であります。平成27年1月29日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,011,000,000	6,000,000	1,005,000,000

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,600円~1,770円)の平均価格(1,685円)を基礎として算出した見込額であります。平成27年1月29日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

（２）【手取金の使途】

（訂正前）

上記の手取概算額1,056,000千円については、既存サービス強化のための設備投資資金、事業拡大に伴うオフィス移転のための資金、新規サービス開始のための設備投資及び運転資金等に充当する予定であります。具体的には以下の投資を予定しております。

既存サービス強化を目的としたスマートフォンアプリ(iPhoneアプリ及びAndroidアプリ)開発にかかる設備投資資金として34,500千円（平成27年7月期：9,000千円、平成28年7月期：25,500千円）

事業及び人員拡大に伴う本社オフィス移転に係る敷金として32,000千円及び内装工事及び什器備品等にかかる設備投資資金として40,000千円（平成28年7月期：72,000千円）

平成28年7月期中にサービス開始を計画している不動産投資家とリフォーム会社等をマッチングさせる新サービスにかかる、ソフトウェア等の設備投資資金として3,404千円、サービス展開及び立ち上げにかかる運転資金等(広告宣伝費、人材採用及び人件費等)として180,205千円（平成27年7月期：9,729千円、平成28年7月期：102,300千円、平成29年7月期：71,580千円）

なお、残額については、将来における、既存事業の周辺領域を含むサービス開発及びコンテンツ拡充等や海外における事業展開等の当社が展開する不動産投資ポータルサイト事業の成長に寄与する投資等に充当する方針であります。ただし、当該内容等について、上記～に記載する事項を除き、現時点において具体化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

（注） 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

（訂正後）

上記の手取概算額1,005,000千円については、既存サービス強化のための設備投資資金、事業拡大に伴うオフィス移転のための資金、新規サービス開始のための設備投資及び運転資金等に充当する予定であります。具体的には以下の投資を予定しております。

既存サービス強化を目的としたスマートフォンアプリ(iPhoneアプリ及びAndroidアプリ)開発にかかる設備投資資金として34,500千円（平成27年7月期：9,000千円、平成28年7月期：25,500千円）

事業及び人員拡大に伴う本社オフィス移転に係る敷金として32,000千円及び内装工事及び什器備品等にかかる設備投資資金として40,000千円（平成28年7月期：72,000千円）

平成28年7月期中にサービス開始を計画している不動産投資家とリフォーム会社等をマッチングさせる新サービスにかかる、ソフトウェア等の設備投資資金として3,404千円、サービス展開及び立ち上げにかかる運転資金等(広告宣伝費、人材採用及び人件費等)として180,205千円（平成27年7月期：9,729千円、平成28年7月期：102,300千円、平成29年7月期：71,580千円）

なお、残額については、将来における、既存事業の周辺領域を含むサービス開発及びコンテンツ拡充等や海外における事業展開等の当社が展開する不動産投資ポータルサイト事業の成長に寄与する投資等に充当する方針であります。ただし、当該内容等について、上記～に記載する事項を除き、現時点において具体化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

（注） 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

（訂正前）

平成27年2月9日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出に係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング 方式	70,000	123,900,000	東京都品川区 坂口 直大 70,000株
計(総売出株式)	-	70,000	123,900,000	-

- （注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2．振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。
- 3．「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,770円）で算出した見込額であります。
- 5．売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。
- 7．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご覧ください。

（訂正後）

平成27年2月9日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出に係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング 方式	70,000	117,950,000	東京都品川区 坂口 直大 70,000株
計(総売出株式)	-	70,000	117,950,000	-

（注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2．振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

3．「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

4．売出価額の総額は、仮条件（1,600円～1,770円）の平均価格（1,685円）で算出した見込額であります。

5．売出数等については今後変更される可能性があります。

6．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

7．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご覧ください。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング 方式	100,500	177,885,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	-	100,500	177,885,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成27年2月18日から平成27年3月18日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,770円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング 方式	100,500	<u>169,342,500</u>	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	-	100,500	<u>169,342,500</u>	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成27年2月18日から平成27年3月18日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(1,600円~1,770円)の平均価格(1,685円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

第二部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

(訂正前)

平成22年9月16日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年12月31日)
新株予約権の数(個)	70	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,000	60
新株予約権の行使期間	平成24年10月1日～ 平成32年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,000 資本組入額 6,000	発行価格 60 資本組入額 30
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 新株予約権の数は、臨時株主総会の特別決議における新株予約権の発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在(平成26年7月31日)は1株、提出日の前月末現在(平成26年12月31日)は200株である。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × 1 / 分割・併合の比率
4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り、権利行使ができるものとする。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
当社は、当社が会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる行為(以下「組織再編行為」という。)を行う場合には、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権者を一定の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。
6. 当社は、平成26年10月15日開催の取締役会決議により、平成26年10月30日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(訂正後)

平成22年9月29日定時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年12月31日)
新株予約権の数(個)	70	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,000	60
新株予約権の行使期間	平成24年10月1日～ 平成32年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,000 資本組入額 6,000	発行価格 60 資本組入額 30
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 新株予約権の数は、定時株主総会の特別決議における新株予約権の発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在(平成26年7月31日)は1株、提出日の前月末現在(平成26年12月31日)は200株である。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × 1 / 分割・併合の比率
4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り、権利行使ができるものとする。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
当社は、当社が会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる行為(以下「組織再編行為」という。)を行う場合には、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権者を一定の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。
6. 当社は、平成26年10月15日開催の取締役会決議により、平成26年10月30日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（ 7 ） 【ストックオプション制度の内容】

第 8 回新株予約権

（訂正前）

決議年月日	平成22年 9 月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（ 2 ）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員 7 名であります。

（訂正後）

決議年月日	平成22年 9 月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（ 2 ）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員 7 名であります。

第四部【株式公開情報】

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

（訂正前）

項目	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成26年5月20日	平成26年5月20日
種類	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 140株(注6)	普通株式 149株(注6)
発行価格	40,000円(注)4.6	40,000円(注)4.6
資本組入額	20,000円	20,000円
発行価額の総額	5,600,000円	5,960,000円
資本組入額の総額	2,800,000円	2,980,000円
発行方法	平成26年4月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年4月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2.3	(注)2.3

(注)1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成26年7月31日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた内定者との間で、割当てを受けた株式を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当て株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当て株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、純資産方式及び類似会社比準方式により算定された価格を参考に決定しております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	40,000円	40,000円
行使請求期間	平成28年5月17日から 平成36年4月24日まで	平成28年5月17日から 平成36年4月24日まで
行使の条件に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
譲渡の条件に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

6. 平成26年10月15日開催の取締役会決議により平成26年10月30日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は株式分割前の数値を記載しております。

(訂正後)

項目	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成26年 5 月20日	平成26年 5 月20日
種類	第 9 回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 140株(注 6)	普通株式 149株(注 6)
発行価格	40,000円(注) 4 . 6	40,000円(注) 4 . 6
資本組入額	20,000円	20,000円
発行価額の総額	5,600,000円	5,960,000円
資本組入額の総額	2,800,000円	2,980,000円
発行方法	平成26年 4 月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年 4 月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 2 . 3

(注) 1 . 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成26年 7 月31日であります。
- 2 . 同施行規則第255条第 1 項第 1 号の規定に基づき、当社は割当を受けた内定者との間で、割当を受けた株式を、原則として、割当を受けた日から上場日以後 6 ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後 1 年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後 1 年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 - 3 . 同取引所の定める同施行規則第259条第 1 項第 1 号の規定に基づき、当社は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 - 4 . 発行価格は、純資産方式及び類似会社比準方式により算定された価格を参考に決定しております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	40,000円	40,000円
行使請求期間	平成28年5月17日から 平成36年4月24日まで	平成28年5月17日から 平成36年4月24日まで
行使の条件に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
譲渡の条件に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

6. 平成26年10月15日開催の取締役会決議により平成26年10月30日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は株式分割前の数値を記載しております。